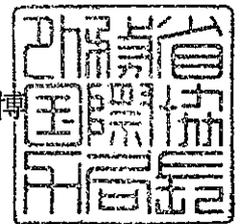


外国協業管合第423号
20140422貿局第2号
平成26年4月23日

一般社団法人 海外コンサルティング企業協会
会長 廣瀬典昭 殿

外務省国際協力局長

石 兼 公 博



経済産業省貿易経済協力局長

横 尾 英 博



我が国の政府開発援助（ODA）事業における不正行為
等に係る注意喚起について

我が国の政府開発援助（ODA）は、国民の税金を原資としているものであり、ODA事業に関連して不正行為が行われることは、援助の適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODA事業に対する国民の信頼性を損なうもので、決して許されるものではありません。政府としては、2008年にベトナムにおいて円借款事業に関連する不正行為が発生したことを受け、二度と同様の事態が発生しないよう、再発防止に向けた様々な取組を強化してきたところです。

それにもかかわらず、今般、アジア地域における我が国ODA事業を巡り、外国公務員に対し不正利益供与を行ったことを認めた事案や疑惑が生じている事案があることは、誠に遺憾です。政府としては、このような事態を受け、不正腐敗事案発生防止に一層の努力を払うとともに、発生した事案に対しては厳しく対応していく考えです。

つきましては、貴法人におかれましても、会員企業に対し、各社におけるコンプライアンスの取組をさらに徹底し、不正腐敗行為の防止のための社内の取組を一層強化するよう、改めて注意喚起いただきたく、よろしくお願ひいたします。また、仮に相手国政府より、不正行為等の要求を受けた場合には、外務本省や各在外公館に設置されている不正情報受付窓口に速やかに通報いただき、政府と連携しながら対応するよう、再度周知いただくようお願ひいたします。